

条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成22年度

条 例 名	神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例		
条 例 番 号	平成17年神奈川県条例第8号	法 規 集	第1編第1章第1節の2
所 管 課	総務局組織人材部県庁改革課		
条 例 の 概 要	行政運営の簡素化及び効率化のため、県の機関へのオンラインによる手続等に関し共通する事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	県の機関に係る申請・届出等について、書面によることとしている手続をオンラインでも可能とするため、その手続を定めた条例の特例として、条例でオンライン手続を定める必要があることから、本条例は必要である。	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第9条で、地方公共団体は条例又は規則に基づく手続について必要な制度的措置を講じることとされている。
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が直接適用されていない県の機関に係る申請・届出等を、本条例によりオンラインでも可能とし、同法と併せて運用することにより、県民の行政手続の利便性の向上に有効に機能している。	オンラインによる申請・届出手続数 84手続（平成21年度末） 受付件数 63,545件（平成21年度）
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	個別の条例等に規定された県の機関に係る申請・届出等に関し、オンラインによる申請・届出等に必要とされる共通の手続が規定されている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	県庁改革基本方針に掲げた「許認可や申請・届出等手続きに係る利便性の向上」の趣旨に適合するものである。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	法の趣旨を踏まえた内容になっており、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成27年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>